

○ オンラインで図面証明書の送付を請求することができるのですか？

(情報番号 1 1 1 6 全 2 頁)

地積測量図、建物図面などの図面のコンピュータ化が完了した登記所に備え付けられている土地又は建物の図面証明書については、オンライン（インターネット）を利用して当該登記所に対して交付請求をすることができます。オンラインで請求された図面証明書は、指定された登記所で受け取る方法又は請求された登記所から送付される方法のいずれかを選択することにより、その選択された方法により交付されます。

このサービスを行っている登記所は [こちら](#) を御覧ください。

オンラインにより図面証明書の交付を請求する方法には、次の二つの方法があります。

いずれの方法であっても、登記・供託オンライン申請システムに申請者情報を登録（初回のみ）する必要があります。

1 かんたん証明書請求を利用して請求する方法

- ① 登記・供託オンライン申請システムのホームページの「かんたん証明書請求」(<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/flow/kantan/gaiyo.html>) にアクセスし、登記・供託オンライン申請システムにログインする。
- ② 登記・供託オンライン申請システムの専用入力フォームに、図面証明書を請求するために必要な情報（請求者の住所・氏名、不動産の所在、地番等）を入力し、請求書を作成する。
- ③ 作成した請求書を登記・供託オンライン申請システムに送信する。

2 申請用総合ソフトを利用して請求する方法

- ① 登記・供託オンライン申請システムのホームページ (<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/download.html>) から、「申請用総合ソフト」をダウンロード（無料）する。
- ② 申請用総合ソフトに用意されている「登記事項／地図・図面証明書送付請求書」の様式を用いて、図面証明書を請求するために必要な情報を入力して請求書を作成する。
- ③ 作成した請求書を登記・供託オンライン申請システムに送信する。

いずれの場合も、手数料（オンラインで請求した図面証明書を指定した登記所で受け取る場合は、1事件に関する図面につき430円。オンラインで請求した図面証明書を請求した登記所から送付して受け取る場合は、1事件に関する図面につき450円。）は同じです。

請求手続の詳細及びオンライン請求の対象庁として法務大臣が定めた登記所については、法務省ホームページ「オンラインによる登記事項証明書等の交付請求（不動産登記関係）について」(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji73.html>)を御覧ください。